

秋田市の水災害対策のため、旧雄物川流域6河川を「特定都市河川」に、その流域を「特定都市河川流域」に指定しました

※特定都市河川浸水被害対策法(令和3年11月施行)に基づく

～1,000m²以上の開発を行う際は「秋田市長の許可」が必要になります～

旧雄物川流域では、たびたび浸水被害が発生してきました。特に、令和5年7月は記録的な豪雨となり、太平川・新城川等からの氾濫や市街地での内水等による広範囲出水により、6千棟を超える家屋等が浸水被害を受けました。

地球温暖化に伴う気候変動等の影響による降雨量の増加を考慮すると、浸水リスクはさらに増加することが想定されます。

水災害のさらなる頻発化・激甚化への対策には、河川や下水道等の管理者に加えて、住民や事業者などのあらゆる関係者が協働して取り組むことが必要です。

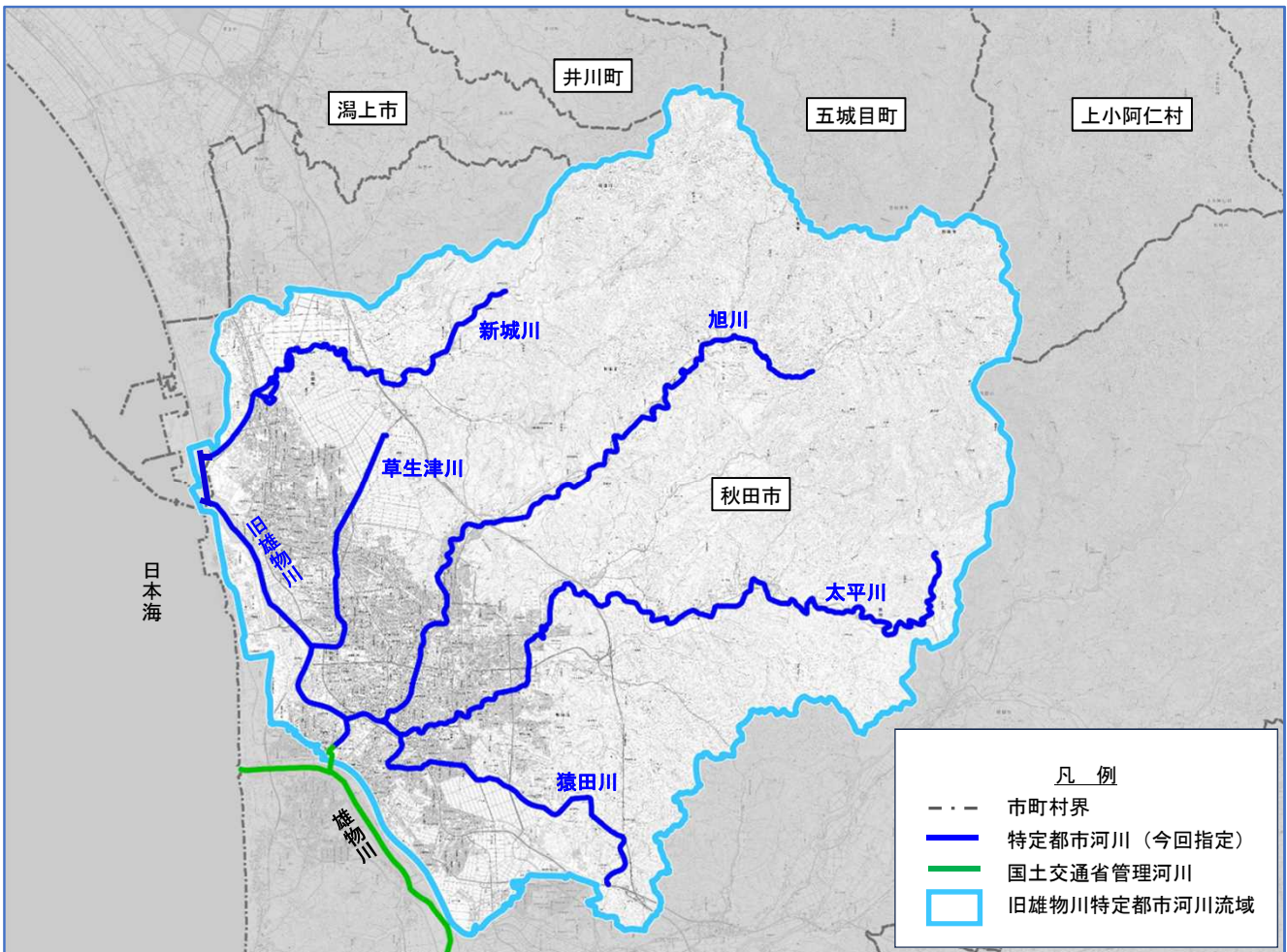
特定都市河川に指定されることにより、河川・下水道整備の加速化に加え、水災害リスクを踏まえた土地利用や河川への流出抑制といった、実効性のある対策を指定流域全体で講じていくことが可能となります。

令和5年7月豪雨による浸水被害



県道秋田昭和線 城東十字路付近の冠水状況
(太平川の氾濫・内水等による異常出水のため)

特定都市河川流域に指定される範囲



※地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して作成

